

国府台遺跡発掘調査支援業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 国府台遺跡発掘調査支援業務委託

2 業務目的

本業務は、下総国衙跡の解明と保護のために行う国府台遺跡の保存目的の発掘作業に必要となるため実施するものである。

3 委託場所 市川市国府台1丁目2番26

4 委託期間 契約日から令和7年12月17日まで

5 業務内容

国府台遺跡発掘調査支援業務として実施する業務は、現地での発掘作業における表土掘削・遺構確認・埋め戻し及び駐車場の現状復旧等とする。

- ・調査面積 確認調査約 510 m²
- ・表土掘削 調査範囲（調査位置図：別紙1）においてカッター等でアスファルト舗装を切断し、厚さ 5 c m 程のアスファルト舗装、15 c m 程の砕石、40 c m 程の表土を重機等により遺構確認面まで掘削する。なお、掘削した土及び砕石は調査範囲内に置くものとし、舗装されていたアスファルトは産業廃棄物として処理する。
- ・遺構確認 表土掘削後の遺構確認面上面を人力により清掃する。
- ・埋め戻し 発掘調査後、表土掘削を行った範囲において掘削した土及び砕石を転圧しながら埋め戻す。
- ・駐車場復旧 埋め戻し終了後、調査範囲（約 510 m²）において、アスファルト舗装及び区画を発掘調査前の状況に復旧するものとする。

6 発掘作業の業務実施日及び業務時間

- （1）業務実施日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び委託者が規定する年末年始休日を除く平日。
- （2）業務時間：午前9時から午後4時までとする。

7 打合せ、中間確認

- （1）当該業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と委託者が定めた監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- （2）受託者は、各作業の終了時に現場で監督職員の確認を受けるものとする。

8 業務従事者の適正な配置

- （1）受託者は、適切な業務遂行のため、業務従事者を適正に配置しなければならない。

9 提出書類

(1) 着手時

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

ア) 業務実施計画書（業務工程表、実施体制、業務従事者リスト、連絡体制等）

イ) 業務着手届

ウ) 業務責任者届

(2) 業務途中

受託者は、業務途中に計画等の変更が生じた場合、次に示す書類を委託者に提出し、承諾を得るものとする。

ア) 変更届

(3) 業務完了時

受託者は、業務完了後、業務委託期間終了日までに次に掲げる業務報告書等を委託者に提出するものとする。

ア) 業務実施報告書（業務内容、業務実施日等を記載し、写真を貼付したもの）

イ) 委託者が定めた完了届（別紙2）

10 その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

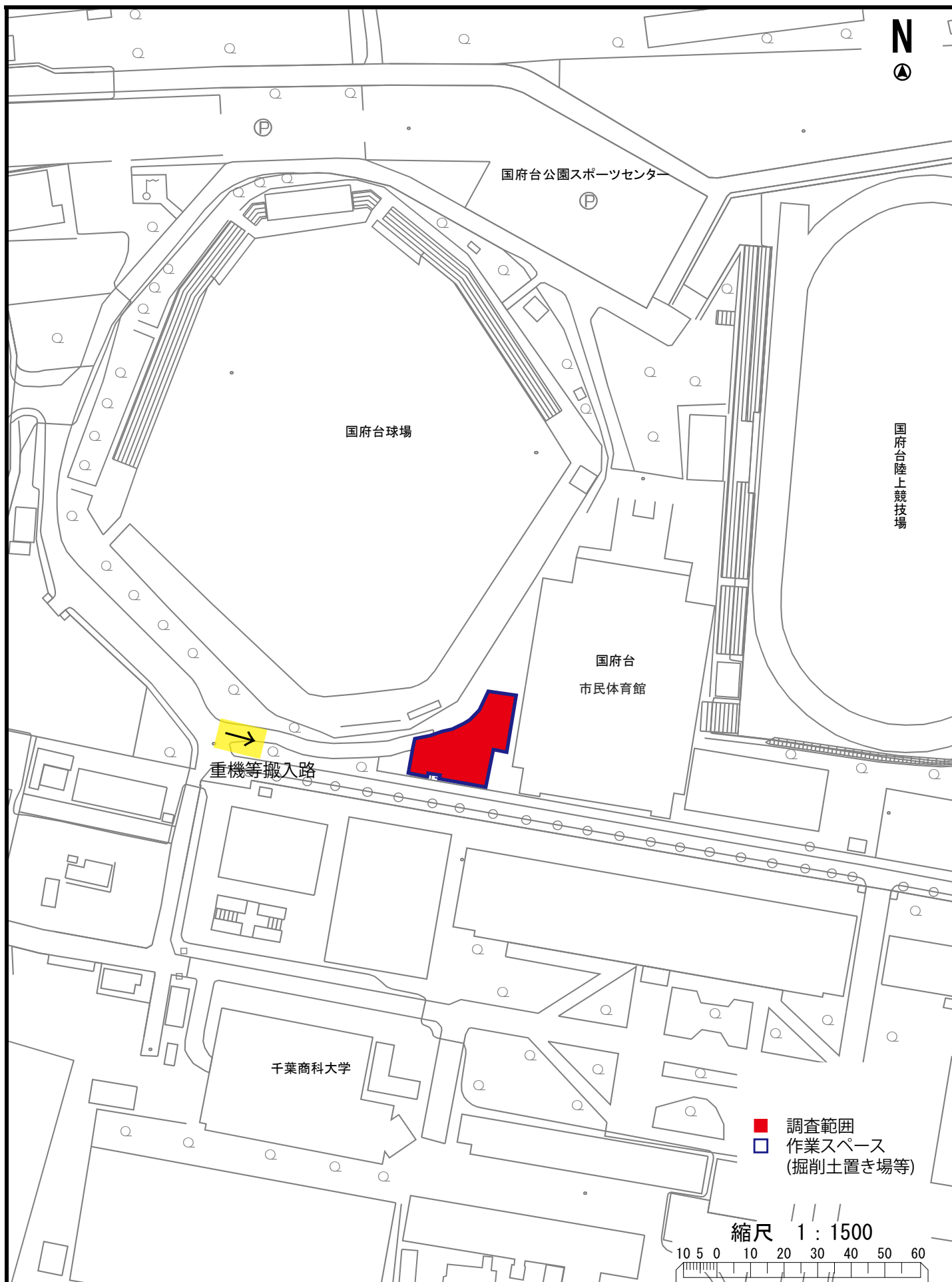
(2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(4) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。



調査位置図

完了届

令和 年 月 日

市 川 市 長

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日